

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例の概要

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月文京区条例第24号）（以下「区条例」という。）の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 放課後児童支援員の資格規定を明確化するため、区条例第10条第3項第4号中「教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に変更する。
- (2) 放課後児童支援員の資格要件の拡大を図るため、区条例第10条第3項第5号中「卒業した者」の下に、「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む)」を追加し、新たに、区条例第10条第3項第10号に「五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの」を追加する。

3 実施予定日

公布の日から施行する。ただし、区条例第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

4 新旧対照表（案）

別紙のとおり